

資料編

- 国東市地域福祉計画策定委員会規則
- 第3期 国東市地域福祉計画策定委員名簿
- 第3期 国東市地域福祉計画策定検討部会委員名簿
- 策定経過

○国東市地域福祉計画策定委員会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国東市附属機関設置条例（平成19年国東市条例第2号）の規定に基づき、国東市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の策定及び進行管理に関して必要な事項

(組 織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療・保健・福祉関係者
- (3) 職域・住民組織団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 一般市民

2 策定委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(提 携)

第8条 市は、国東市社会福祉協議会と提携し、地域福祉計画の策定及び策定委員会の協議に当たり、事務を協働する。

(庶 務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委 任)

第10条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会の会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○第3期 国東市地域福祉計画策定委員名簿

区 分	所 属 団 体 等	役 職 等	氏 名
学識経験者	民生委員児童委員連合会	会 長	基 隆 道
	国東市校長会	会 長	本 多 洋 介
医療・保健・ 福祉関係者	国東市医師会	会 長	裙 本 定 秀
	社会福祉協議会	常務理事	麻 生 拓 之
	障がい者福祉団体連絡協議会	会 長	福 田 吉 秀
	母子寡婦福祉会	会 長	日 隈 君 子
職域・ 住民組織団体の 代表者	区長会	会 長	藤 原 雅 章
	老人クラブ連合会	会 長	石 丸 義 則
	地域婦人団体連合会	会 長	徳 丸 由美子
	くにさき企業会	会 長	萱 島 進
関係行政機関の 職員	医療保健課	課 長	於 久 浩
	高齢者支援課	課 長	小 川 浩 美
	福祉課	課 長	田 吹 文 人
一般市民	商工会青年部	部 長	今 富 正 幸
	P T A連合会	会 長	田 川 幸 伸
	母親クラブ	会 長	津 留 富 美

○第3期 国東市地域福祉計画策定検討部会委員名簿

課名	氏名	対象
総務課	泉 文彦	防災係
政策企画課	辻 まり子	政策企画係
医療保健課	古 庄 康 子	地域医療係
人権・同和対策課	井 本 美由紀	啓発推進係
高齢者支援課	小 田 美 一	高齢者支援係
高齢者支援課	平 本 尚 美	包括支援センター
活力創生課	郷 司 知 義	商工労政係
学校教育課	山 下 孝 子	学務係
社会教育課	尾 立 加寿美	人権・同和教育係
国東市社会福祉協議会	矢 野 高 広	総務福祉課
国東市社会福祉協議会	徳 部 勝 吉	福祉支援課
福祉課	森 昭 子	障がい者支援係
福祉課	猪 俣 優	生活支援係
福祉課	深 野 佳須美	子育て支援係

福祉課（事務局）	宇都宮 昭	
	長 木 正 人	
	西 山 知 里	

○第3期 国東市地域福祉計画策定経過

開催日	会議等
平成29年 9月 22日	アンケート調査依頼
9月 26日	第1回検討部会
10月 4日	事業所向けヒアリング調査依頼
11月 29日	第2回検討部会
12月 14日	第1回地域福祉計画策定委員会
12月 27日	第3回検討部会
平成30年 1月 26日	第4回検討部会
2月 8日	第2回地域福祉計画策定委員会